

東京都エイズ専門家会議設置要綱

第1 設置

東京都におけるエイズ対策の推進に関し、専門的な立場から意見を提言するための機関として、東京都エイズ専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

第2 検討事項

専門家会議は、次に掲げる事項を検討し、必要に応じて東京都知事（以下「知事」という。）に意見を具申する。

- (1) 東京都におけるエイズ対策の推進に関すること
- (2) その他エイズ対策の推進上必要な事項に関すること

第3 構成

専門家会議は、各界の有識者及び東京都職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 座長及び副座長

- 1 専門家会議に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により選任する。
- 3 座長は、専門家会議の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 小委員会

- 1 専門家会議は、必要があるときは小委員会を設けることができる。
- 2 小委員会は、座長が指名する委員長及び委員をもって構成する。

第7 招集等

- 1 専門家会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要に応じて専門家会議又は小委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

第8 庶務

専門家会議及び小委員会の庶務は、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課において処理する。

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営その他この要綱の施行に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和2年7月13日から適用する。